

## 五 堀切内務大臣の改革方針—選挙権の拡大と大選挙区制の採用

昭和二〇年一〇月四日、「政治的民事的及び宗教的自由

に対する制限の撤廃に関する覚書」“Removal of Restrictions on Political, Civil and Religious Liberties”が總司令部から発せられた。これによつて、政治上、信教上の自由に対する諸制限が撤廃されるとともに、特高警察関係の官吏が罷免されることとなつた。<sup>(注二四)</sup>山崎内務大臣もこの覚書に該当して辞任することとなつた。

東久邇内閣にとつてこの覚書の趣旨は、とうてい受け入れ難いものであつた。とりわけ、山崎内務大臣以下全国の警察首脳部が一齊に罷免され、特高警察が廃止され、国内の治安の維持に責任がもてなかつた。そこで東久邇内閣総理大臣は、一〇月五日、閣僚全員の辞表をとりまとめ、天皇に提出した。

翌六日、男爵幣原嘉重郎に組閣の大命が下つた。一〇月九日、新閣僚の親任式が行われ、内務大臣には堀切善次郎が起用された。

一〇月九日、堀切内務大臣は記者団と初会見し、選挙法の改正について次のとおり語つた。<sup>(注二五)</sup>

大選挙区制を採用することが適當であると判断した。

堀切内務大臣が婦人に參政権を賦与すべきであると判断したのは、当時の混乱した時代においては穩健中正な婦人の票を加えることが望ましく、また、戦時中における婦人のめざましい社会的経済的役割や婦人参政運動が活発になつてきた当時の社会情勢等を考慮した結果のようである。<sup>(注二六)</sup>これについて、堀切内務大臣は、後に次のように述べている。

「私は、終戦後の非常な混亂の際に婦人の落着いた判断が非常に役立つたのではないかということを考えていたのです。それは、イギリスで、その前に婦人に參政権を与えて、その結果が新聞だったか雑誌だったかに出していたのを注意して読んだことを記憶しています。婦人の投票は、決して左あるいは右の極端な方にいかない。大多数は中正などころいく。ああいう戦後の非常な混亂の際には、その婦人の中立的な公正な落着いた判断が非常に役立つのではないかということを考えたのです。」<sup>(注二七)</sup>

選挙区については、堀切内務大臣は、大選挙区制を採用した理由を「今度の選挙はどうしても代議士の地盤というものを根本から覆えなければ、何の改革の値打ちもない」と

問 總選挙への準備をどうすすめるか。

答 選挙法を根本的に改正することはもちろん必要だが、これを一べんにやるか、あるいはまず当面の改正をやるかは内閣全体の問題だから、内閣としても

も、もうすこし練らなければならぬ。

堀切内務大臣自身は、一日も早く選挙法を根本的に改正して議会を一新しなければならないという意見であった。<sup>(注二八)</sup>そこで、組閣本部に招かれたとき、すでに幣原男爵に対し、新事態に対処するためには日本の上層部の指導者を一新する必要があり、そのためには衆議院議員選挙法を根本的に改正し、すみやかに総選挙を行ふべきであるという意見を述べて就任を受諾したのである。<sup>(注二九)</sup>幣原内閣総理大臣もこの意見には賛成であったので、堀切内務大臣は政府の当面する仕事は衆議院議員選挙法の根本的な改正であると考え、選挙法に詳しい元北海道庁長官坂千秋を内務次官に起用することにし、一〇月一六日発令した。<sup>(注二七)</sup>

選挙法の改正についての堀切内務大臣の考え方の根本は、いかにしてより広範囲の民意を反映し、議会を一新するかということであった。その方法として、婦人に參政権を賦与すること、有権者の年齢を引き下げること、および

いうわけで、当時は中選挙区でしたので、これを大選挙区にするか小選挙区にするかの議論があつたが、私は昔から大選挙区に賛成だったので、大選挙区に賛成した。」<sup>(注二九)</sup>と語っている。<sup>(注二九)</sup>

堀切内務大臣は、坂氏を次官に発令するにさきだち、同氏に、衆議院議員選挙法を根本的に改正し、(1)選挙権・被選挙権の年齢を引き下げ、(2)婦人に參政権を賦与し、(3)大選挙区制を採用したいと述べて、その見解をもとめた。坂氏は、これに全面的に賛成した。

一〇日、大臣官邸に、坂氏と入江地方局長、鈴木行政課長、小林事務官が集まり、意見を交換したが、事務当局も右の方針に異論がなかつた。<sup>(注三〇)</sup>

一日午後一時から開かれた臨時閣議において、堀切内務大臣から、衆議院議員選挙法改正の方針として、婦人參政権の賦与、選挙年齢の引下げ、大選挙区制の採用をとり入れたいと提案したところ、各大臣とも、基本的には皆これに賛成した。<sup>(注三一)</sup>もつとも、婦人の參政権については、その年齢は男子と同一にすべきであるとするもの、男子より五年引き上げるべきであるとするもの、選挙権のみ与えて被選挙権は与えるべきでないとするものなど、いくつかの意見があつたようである。<sup>(注三二)</sup>生齒の引下げに「しては、選挙権・被選挙権ともに二〇歳まで引き下げるべきである」という意

もあつたが、大勢は五年まで引き下げて、一二〇歳・二五歳にて死むことを意見が多かつた。

閣議終了後、同じ一日の夕方、幣原總理大臣は總司令部にマツカーサー元帥を訪れ、就任の挨拶を述べた。このときマツカーサー元帥は、日本を民主化するために、(一)婦人を解放すること、(二)労働組合の結成を奨励するこど、(三)学校教育を自由主義化すること、(四)民衆生活を恐怖におとし入れるような制度を廃止すること、(五)日本の經濟機構を民主化すること、のいわゆる五原則を示し、また、日本の憲法を改正する必要があるむねを強調した。

(資料一参照)

この政府に対する要求が示されたとき、幣原總理大臣は、マツカーサー元帥に対し、要望事項の第一にある婦人に参政権を与えるむねの改革は、本日の閣議ですでに決定された。同官制は一〇月一五日勅令第五六九号をもつて廃止された。議会制度審議会は東久邇宮内閣末期に設置され、人選もほとんどおわっていたが、初会合さえ開かれずに廃止されたわけである。

政府としては、時間がたつに従い、連合國總司令部からどのような干渉をうけるかわからないので、すみやかに選挙法を改正して、政府独自の立場で議会を一新するつもりであった。そこで、選挙法の改正は緊急の要事として急がれ、内務省の係官は連日連夜、改正の準備をいそいだ。

をすみやかに決定して一六日の閣議に選挙法改正案大綱を付議する段取りですすむことになつた。<sup>(注四)</sup>また、婦人の選挙権・被選挙権については、内務省としては、男子と差別を設けず、平等にするという方針ですすむことにした。<sup>(注五)</sup>この点については、一三日の閣議で、選挙権は男女とも満二〇歳とすることに決定をみた。<sup>(注六)</sup>被選挙権については、少しおくれて、一二〇日の閣議で、男女とも二五歳とすることが認められた。<sup>(注七)</sup>

なお、内務省としては、改正案の作成を急ぐ関係上、このさい審議会など特別の機関は設けず、もつばら坂次官を中心にして、議会制度審議会官制は廃止することに決定された。同官制は一〇月一五日勅令第五六九号をもつて廃止された。議会制度審議会は東久邇宮内閣末期に設置され、人選もほとんどおわっていたが、初会合さえ開かれずに廃止されたわけである。

## 六 衆議院議会制度調査特別委員会の選挙法改正要綱

東久邇内閣のとき、政府が議会制度審議会を設けることとしたのに対応して、議会側においても議会制度を調査することとなり、九月二九日、衆議院に議会制度調査特別委員会が設けられた。

衆議院議会制度調査特別委員会は、その後調査研究をすめていたが、一〇月一二日にいたり、次のとおり衆議院議員選挙法改正要綱を議決した。この要綱は、大選挙区制の採用、選挙手続の簡素化、選挙公営の徹底、取締規定などの簡易明瞭化などを主張しているが、前日の閣議において政府が決定した婦人参政権の賦与、選挙権及び被選挙権の年齢引下げのような進歩的な点はみられなかつた。<sup>(注八)</sup>

### 衆議院議員選挙法改正要綱

(昭和二〇年一〇月一二日衆議院議会制度調査特別委員会議決)

衆議院議会制度調査特別委員会ニ於テ調査ノ結果衆議院議員選挙法ニ関シ急急的ニ措置スルヲ要スト認メタル事項左ノ如シ

- 一 議員總數ハ変更セザルコト
- 二 一定ノ時期ヲ劃シテ人口ノ移動ニ対応スル定員配当ヲ行フコト
- 三 区劃ニ關シテハ左ノ二説アルモ(甲)ノ説有力ナリト認メラレル
  - (甲) 戦災ニ依ル影響ヲ受ケ現行區劃ニ拠リ難キモノニ付テハ府県単位ノ大選挙区制ヲ以テスルコト但シ東京大阪ニ付テハ区ノ範囲ヲ適宜配合調整スルコト
  - (乙) 戰災関係ノ有無ヲ問ハズ原則トシテ府県単位ノ大選挙区制ヲ以テスルコト
- 四 選挙法第十条ニ依ル制限ヲ撤廃スルコト
- 五 選挙人名簿ノ作成ヲ簡明化シ人口ノ移動ニ対応シテ投票場ヲ簡易ナラシムルコト
- 六 投票場ヲ簡易ナラシムルコト
- 七 選挙公営ヲ徹底スルコト
- 八 剽則及取締法規ハ簡易明瞭ナラシムルコト

(非 壳 品)

昭和三六年九月二十五日印刷  
昭和三六年一〇月一日發行

編集人 自治大學校長 佐久間

発行所 東京都港区麻布富士見町三

自治 大 学 校

彊

印刷所 大 藏 省 印 刷 局

E13739115 戸田 善恭 2023/07/28 18:27:59